

日本企業のインドにおける紛争解決

2022年03月29日

インドの法制度は、法律と判例の組み合わせです。中央政府と州政府はどちらも憲法に規定されている主題について立法しますが、判例は司法裁判所によって定められます。外国の事業体および多国籍企業は、連邦法および事業を行う場所に固有の法律に従わなければなりません。

世界中の法制度には通常、慣習法と民法の2種類があります。インドは主に慣習法の国であり、法的権限の主な源泉は司法意見の形での判例法です。日本は主に、成文化された法律が優勢な民法の国です。



Nishant Menon
シニアパートナー
Kochhar & Co.

インドには、地方裁判所、高等裁判所、最高控訴裁判所である最高裁判所からなる3層の裁判所制度があります。高等裁判所は主に州都にあり、この3層システムの間段です。

契約違反の結果としての契約上の支払いまたは損害賠償の回復に対する救済は、商業訴訟を提起することによって追求されます。これには、訴答、裁判、議論の3つの段階が含まれます。議論の結果の後、問題を扱う裁判所は、当事者によって提出された訴答、文書、および証拠に基づいて判決を下します。

訴訟を提起する際に、請求を行う当事者、すなわち原告は、訴訟費用を支払わなければなりません。これは、請求額と訴訟が提起された裁判所により計算されます。すべての州には独自の訴訟費用規則があります。ただし、大まかな目安として、訴訟費用は通常、訴訟で申し立てられた金額の1%です。第一審裁判所の判決により不利益を被った当事者は、高等裁判所に上訴し、その後最高裁判所に上訴することができます。

あるいは、当事者は、仲裁を通じて、または仲裁を管理する任意の機関を通じて、紛争を解決することができます。仲裁の手続きは、当事者間で合意されるか、仲裁廷によって定められます。

国内仲裁を開始するために、申し立てを行う当事者は、弁護士、引退した裁判官、または専門家のいずれかを仲裁人として提案する仲裁を訴える通知を発します。当事者が仲裁人について合意できない場合、その任命は国内仲裁管轄の高等裁判所によって行われます。3人の仲裁人の法廷が要請された場合、各当事者は独自の仲裁人を選択し、それらの2人の仲裁人が3人目の主任仲裁人を任命します。国際仲裁の場合、最高裁判所は、1996年の仲裁調停法（改正）に基づいて仲裁人を任命します。



Kavita Sarin
パートナー
Kochhar & Co.

仲裁廷が構成されると、当事者は商事訴訟と同様の段階を経ます。最近の法改正以来、仲裁手続には期限があり、申し立てに相当する訴状が完了してから12か月以内に裁定が下される必要があります。この法律は、上限が300万インドルピー（39,000米ドル）の仲裁人料金を決定するためのモデル料金表を提示しています。

機関仲裁は、当事者によって選択された機関によって定められた手順によって管理されます。各機関には、仲裁人の手数料率、管理費および経費、資格のある仲裁人の委員会への任命など、仲裁手続を実施するための独自の規則があります。国内の制度

的仲裁の一般的な選択肢は、インド仲裁評議会、デリー国際仲裁センター、建設業仲裁評議会、およびインド商工会議所仲裁評議会です。

国際仲裁については、シンガポール国際仲裁センター、パリの国際商工会議所、ロンドンのロンドン国際仲裁裁判所が好まれています。多くの日本企業は、コストの削減、日本への近さ、都市国家における日本企業の存在感の高まりから、シンガポールを好みます。シンガポールは往復領土でもあるため、シンガポールでの仲裁判断はインドで直接執行することができます。

日本の企業は、インドの企業との交渉の際に、2つの法制度の相違点と類似点を覚えておくことをお勧めします。契約文書は、将来の紛争を避けるために、注意深く作成し、技術的な問題について合意する必要があります。

Nishant Menon は Kochhar & Co. のシニアパートナーで、Kavita Sarin はパートナーです。Deepesh はプリンシパル アソシエイトで、この記事にも寄稿しました。



Kochhar & Co

New Delhi (head office):

Suite # 1120 -21, 11th Floor, Tower – A
DLF Towers, Jasola District Center
Jasola – 110 025, India

India offices:

New Delhi, Mumbai, Bengaluru, Chennai, Gurugram and Hyderabad

Overseas offices:

Dubai, Singapore, Chicago and Jeddah

連絡先の詳細

電話：+91 11 4111 5222, +91 11 4312 9300

Eメール：

delhi@kochhar.com

info@kochhar.com